

○熊本市高齢者介護用品支給事業の実施に関する規則〔高齢福祉課〕

平成28年3月31日

規則第64号

(目的)

第1条 この規則は、本市に居住する要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の要介護状態をいう。）にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護している家族に対し、紙おむつその他の介護用品（以下「紙おむつ等」という。）を支給する高齢者介護用品支給事業を実施するために必要な事項を定めることにより、対象となる高齢者の福祉及び衛生の向上とともにその介護者の負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(支給の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、紙おむつ等の支給を行うことができる。

2 支給の対象となる品目、その数量その他の支給の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 紙おむつ等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、紙おむつ等の支給の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する支給の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により紙おむつ等の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 支給を受けた紙おむつ等は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、紙おむつ等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により紙おむつ等の支給を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第3号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、支給した紙おむつ等に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。